

第五号書式（規則第20条関係）

正

一級
 二級
 木造

建築士事務所登録申請書

【記入注意】

- ※印欄は、記入しないで下さい。
- 登録申請者氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- のある欄は、該当する□の中にレ印をつけて下さい。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入して下さい。

申請手数料は指定金融機関の口座に振り込み、裏面に事実を確認できる書類を貼り付けて下さい。

1級の場合……17,000円
 2級の場合……11,000円
 木造の場合……11,000円

<p>一級 二級 木造</p> <p>建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。</p> <p>株式会社 福島建築設計</p> <p>登録申請者 代表取締役 福島 太郎 代表印</p> <p>平成22年10月1日</p> <p>福島県指定事務所登録機関</p> <p>社団法人 福島県建築士事務所協会会長 様</p>		
建築士事務所	<p>ふりがな 名称</p> <p>かぶしがいいしゃ ふくしまけんちくせつけい いっきゅうけんちくしむしょ 株式会社 福島建築設計事務所 一級建築士事務所</p>	
	<p>所在地</p> <p>〒960-8061 福島県福島市五月町 4-25 福島県建設センター5F 電話 (024) 521-4033</p>	
	<p>一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別</p> <p style="text-align: center;">1級 ・ 2級 ・ 木造 建築士事務所</p>	
登録申請者	<p>個人であるとき</p> <p>ふりがな 氏名</p> <p>住所</p>	<p>建築士の資格</p> <p>一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/></p>
	<p>法人であるとき</p> <p>ふりがな 名称</p> <p>事務所所在地</p> <p>役員の氏名及び役名</p>	<p>かぶしがいいしゃ ふくしまけんちくせつけい 株式会社 福島建築設計</p> <p>〒960-8061 福島県福島市五月町 4-25 福島県建設センター5F</p> <p>代表取締役 福島太郎 取締役 福島花子 取締役 福島次郎 監査役 福島三郎</p>
管理する建築士事務所を	<p>ふりがな 氏名</p> <p>一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</p> <p>管理建築士講習を修了した年月日</p>	<p>ふくしま けんたろう 福島 健太郎</p> <p>登録番号</p> <p>第00011号</p> <p>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</p> <p>一級建築士</p> <p>平成〇〇年〇月〇日</p> <p>修了証番号</p> <p>第000G-00000X号</p>
	<p>現登録年月日及び登録番号</p>	<p>平成17年11月1日 福島県知事登録第11(711)0001号</p>
	<p>新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>※登録年月日及び登録番号</p>	<p>年 月 日 福島県知事登録 記入不要 号</p>

謄本と同じく役員全員記入。書ききれない場合は代表者のみを記入し「他謄本のとおり」としても可。

平成23年11月27日までに管理建築士講習の課程を修了する必要があります。

査

第5号様式(細則第16条関係)

副

一級

二級 建築士事務所登録通知書
木造

※登録通知欄		建築士法第23条の3第1項の規定により登録をしたので通知します。 年 月 日 記入不要				福島県指定事務所登録機関 社団法人 福島県建築士事務所協会会長		印
建築士事務所		フリガナ	名称	かぶしきがいしゃ ふくしまけんちくせつけい いっきゅうけんちくしむしょ 株式会社 福島建築設計 一級建築士事務所				
		所在地	福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター5F 電話(024)521-4033番					
		一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所					
登録申請者	個人であるとき	フリガナ	氏名	建築士の資格	一級建築士	<input type="checkbox"/>	二級建築士	<input type="checkbox"/>
	法人であるとき	フリガナ	名称	事務所所在地	代表取締役	福島太郎	取締役	福島花子
		住所						
		住所						
		役員の氏名及び役名	取締役 福島次郎		監査役 福島三郎			申請書「正」と同じく記入する。
建築士事務所を管理する建築士	フリガナ	氏名	ふくしま けんたろう 福島 健太郎	登録番号	第00011号			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)				
	管理建築士講習を修了した年月日	平成〇〇年〇月〇日	修了証番号	第000G-00000X号				
現登録年月日及び登録番号		平成17年 11月 1日 福島県知事登録 第11(711)0001号						
新規更新 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	※登録年月日及び登録番号	年 月 日 福島県知事登録第 号 記入不要		※審査				
	※有効期間	年 月 日から 年 月 日まで						

注 本書には、建築士法施行規則第19条各号に掲げる書類を添付する。

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

【記入注意】

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入して下さい。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入して下さい。

登録申請者が管理建築士を兼ねている場合は、両方に○を付けて下さい。

氏 名	福島 太郎	個人印	生年月日	昭和 25 年 7 月 7 日
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	登 録 番 号	第 00022 号	
	二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別	
	昭和 48 年 3 月	〇〇大学 建築学科	卒 業	
職 歴	期間 年 月 ~ 年 月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	
	平成 17 年 4 月 ~ 現在に至る	株式会社 福島建築設計	代表取締役	
	平成 10 年 4 月 ~ 平成 17 年 3 月	株式会社 福島	設計部長	
	平成 3 年 4 月 ~ 平成 10 年 3 月	福島工務店 有限会社	設計課長	
	昭和 48 年 4 月 ~ 平成 3 年 3 月	福島建設	現場監督	
歴	最終学歴から現在に至るまで記入してください。			

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

【記入注意】

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入して下さい。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入して下さい。

氏 名	福島 健太郎	個人印	生年月日	昭和 38 年 8 月 8 日
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	登 録 番 号		第 00011 号
	二級建築士 <input type="checkbox"/>	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別	
	昭和 60 年 3 月	××大学 建築学科	卒 業	
職 歴	期間 年 月～ 年 月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	
	平成 13 年 4 月～現在に至る	株式会社 福島建築設計	設計部長、管理建築士	
	昭和 60 年 4 月～平成 13 年 3 月	有限会社 あぶくま建設	現場監督	
歴	最終学歴から現在に至るまで記入してください。			

添付書類（二）

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 22年 10月 1日 登録申請者氏名又は名称

株式会社 福島県建築設計

代表取締役 福島 太郎

(署 名)

代表印

福島県指定事務所登録機関

社団法人 福島県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 9 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 10 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

2 3から7まで、9又は10のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。